



経済安全保障推進法に係る基本方針案及び 基本指針案の公表

執筆者： 弁護士 茂木 諭
 弁護士 日比 慎
 弁護士 蓮輪 真紀子

August 2022

In brief

2022年5月11日、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」(令和四年法律第四十三号、以下「**経済安全保障推進法**」といいます。)¹が国会において成立し、同年5月18日に公布されました。経済安全保障推進法は、公布から2年内に段階的に施行されることとされています(同法附則1条)。

経済安全保障推進法の成立後、同年7月25日、経済安全保障法制に関する有識者会議が再開されるとともに、同法に関連する基本方針案及び基本指針案が公表されました。これらの基本方針案及び基本指針案は、パブリックコメントを経て同年9月下旬に閣議決定される予定です。

本ニュースレターでは、経済安全保障推進法に係る基本方針案及び基本指針案の概要について解説します。

In detail

1. 経済安全保障推進法における基本方針と各基本指針

経済安全保障推進法では、同法が創設する4施策を始めとする安全保障を確保するための種々の経済施策を全体として適切に機能させるため、各施策に共通する基本的な事項をあらかじめ明示する基本方針(「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本方針」。以下「**基本方針**」といいます。)を定めることが予定されています(同法2条)。そして、かかる基本方針を前提として、4施策ごとの各基本指針を定めるものとされています(同法6条、49条、60条及び65条)。

経済安全保障推進法の4施策と各基本指針との関係は次のとおりです。

① 経済安全保障推進法の各施策に共通する事項	経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本方針
② 重要物資の安定的な供給の確保に関する制度	特定重要物資の安定的な供給の確保に関する基本指針
③ 基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度	特定社会基盤役務基本指針(仮称)
④ 先端的な重要技術の開発支援に関する制度	特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本指針
⑤ 特許出願の非公開に関する制度	特許出願非公開基本指針(仮称)

¹ 法律の概要については、茂木諭・日比慎・蓮輪真紀子「経済安全保障推進法の概要と企業への影響」(PwC Legal Japan News:2022年6月発行)をご参照下さい。

今回、公表され、パブリックコメントに付されているのは、経済安全保障推進法の各施策に共通する事項を扱う基本方針(案)(以下「**基本方針案**」といいます。)並びに制定が予定される4つの基本指針のうち、重要物資の安定的な供給の確保に関する制度に関する「特定重要物資の安定的な供給の確保に関する基本指針(案)」(以下「**安定供給確保基本指針案**」といいます。)及び先端的な重要技術の開発支援に関する制度に関する「特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本指針(案)」(以下「**特定重要技術開発基本指針案**」といいます。)の3つです。このうち、2つの基本指針案は、所定の要件を満たし申請等を行うことにより助成金の交付を受けることができるなど、民間事業者による取組みを支援する施策を扱うものとなっています。

以下では、基本方針案、安定供給確保基本指針案及び特定重要技術開発基本指針案について概観します。

2. 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本方針(案)(基本方針案)

(1) 基本的な考え方と安全保障の確保に関する経済施策の実施に当たって配慮すべき事項

基本方針案は、「これまでのように自由で開かれた経済を原則とし、民間活力による経済発展を引き続き指向しつつも、国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に照らして想定される様々なリスクを踏まえ、経済面における安全保障上の一定の課題については、官民の関係の在り方として、市場や競争に過度に委ねず、政府が支援と規制の両面で一層の関与を行っていくことが必要である」との基本的な考え方を示しています。

そのうえで、施策の実施に当たって配慮すべき事項として次の3点を挙げています。

- ・ 安全保障の確保と、事業者等の自由な経済活動との両立を図ることが必要であること
- ・ WTO協定等の国際約束の誠実な履行を妨げることが無いようにすること
- ・ 施策の総合的かつ効果的な推進のためには、事業者等や地方公共団体の理解と協力が必要。事業者等の自発的行動を促進するため、情報共有等に努めるとともに連携を図ることも必要であること

(2) 4施策の一体的な実施に関する基本的な事項

経済安全保障推進法が定める4施策の実施に関しては、次の3つの留意事項が挙げられています。

- ・ 4施策の一体的な実施に関して、国家安全保障局(NSS)及び経済安全保障推進法の実施等を担う内閣府の経済安全保障推進部局が相互に協力して、政府全体の見地からの連携を図る観点から、施策間の一体性・整合性を確保するよう努めること
- ・ 規制措置の実施に関して、4施策に含まれる規制措置は、経済安全保障推進法5条²に基づき、安全保障の確保に合理的に必要と認められる限度で行うこと
- ・ 基本指針及び政省令の制定に関して、基本指針や基本的事項に係る政省令を定める際は、有識者会議を設置してその意見を聴取するなど、様々な意見等を適切に考慮し、規制の対象範囲については事業者等の経済活動の自由に配慮すること

(3) その他の経済施策に関する基本的な事項

安全保障の確保に関し、総合的かつ効果的に推進する必要がある、経済安全保障推進法が定める4施策以外の経済施策に関する基本的な事項として、次の2点が挙げられています。

² 「この法律の規定による規制措置は、経済活動に与える影響を考慮し、安全保障を確保するため合理的に必要と認められる限度において行わなければならない。」(経済安全保障推進法5条)

- ・ 国民生活や経済活動を支える重要産業が直面するリスクを安全保障の観点から総点検・評価し、判明した脆弱性の解消及び優位性・不可欠性を獲得等するために、経済安全保障重点課題検討会議において行っている取組を今後も継続し、それを通じて新たに判明した課題に対して、的確に対応措置を講ずること
- ・ 4 施策以外の経済施策のうち、安全保障の確保に資するものを実施する場合も、4 施策との連携も考慮するとともに、NSS 及び内閣府の経済安全保障推進部局が施策間の一体性・整合性の確保を図りながら、総合的かつ効果的に必要な取組を推進すること

(4) その他

上記(1)ないし(3)のほか、取組状況の検証・評価、制度の見直し、関係行政機関相互の調整など、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関し必要なその他の事項が挙げられています。

3. 特定重要物資の安定的な供給の確保に関する基本指針(案)(安定供給確保基本指針案)

(1) 概要

安定供給確保基本指針案では、制度の運用に当たっては、民間事業者による創意工夫を生かした形での取組を後押ししていくことを基本として掲げ、特定重要物資の安定供給確保に関し、国が実施する施策に関する事項として次の 3 点を挙げています。

- ・ 特定重要物資ごとの特性に応じ、民間事業者等による生産基盤の整備、供給源の多様化、備蓄、生産技術の導入・開発・改良、代替する物資の開発等の多様な取組を促進し、特定重要物資等の安定供給確保を図ること
- ・ 重要な物資の安定供給確保を図る上で、その調達及び供給の現状やサプライチェーンの抱える課題を把握することは重要であり、不断の情報収集・検証に努める必要があること
- ・ 物資の生産、輸入又は販売の事業を所管する大臣は、重要な物資のサプライチェーンの状況を把握するため、必要と認めるときは、経済安全保障推進法 48 条 1 項³を活用するなどし、サプライチェーン調査⁴を実施すること

(2) 特定重要物資の指定に関する事項

安定供給確保基本指針案では、経済安全保障推進法 7 条では必ずしも明確ではなかった「特定重要物資」の指定に関する要件が規定されています。「特定重要物資」は、下表の 4 要件を全て満たす、特に安定供給確保を図るべき重要な物資に絞り込んで適切に指定されることが想定されています。なお、指定の解除に関しては、安定供給確保のための措置を講ずる必要が小さくなつたと考えられる特定重要物資について、将来の社会経済情勢や国際情勢等を見据えて慎重に検討した上で、指定を解除するものとされています。

³ 「主務大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、その所管する事業に係る物資の生産、輸入又は販売の事業を行う個人又は法人その他の団体に対し、当該物資又はその生産に必要な原材料等の生産、輸入、販売、調達又は保管の状況に關し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」(経済安全保障推進法 48 条 1 項)

⁴ サプライチェーン調査については、民間事業者等の理解を得て調査への協力を求めることを基本とし、次の点に留意するものとされています。^①「民間事業者等によるサプライチェーンの把握には一定の限界があることにも留意しつつ、公的統計、業界団体が実施する調査・統計の活用や業界団体へのヒアリング等を通じて、調査すべき対象範囲、調査内容等を適切に絞り込む」こと、^②「調査の目的・趣旨、調査の位置づけ等について、丁寧な説明を実施」すること、^③「必要に応じて、調査対象となる物資の生産、輸入又は販売の事業に関連する団体への事前説明等を行い、調査趣旨を広く周知」すること。

特定重要物資の指定に関する要件		
要件	概要	コメント
要件 1	国民の生存に必要不可欠 又は 広く国民生活又は経済活動が依拠	国民の生存に直接的な影響が生じる物資をいう。 国民の大多数に普及していたり、様々な産業に組み込まれていたりして、経済合理的な観点からの代替品がない物資をいう。
要件 2	外部に過度に依存 又は 外部に過度に依存するおそれ	供給が特定少数国・地域に偏っており、供給途絶等が発生した場合に甚大な影響が生じ得る物資をいう。 社会経済構造の変化や技術革新の動向(メガトレンド)等を踏まえ、我が国が措置を講じなければ将来的な外部依存のリスクの蓋然性が認められる物資をいう。
要件 3	外部から行われる行為による供給途絶等の蓋然性	外部から行われる行為により供給途絶等が発生し、国民の生存や国民生活・経済活動に甚大な影響を及ぼす可能性を評価し、その蓋然性が認められること。
要件 4	本制度による措置の必要性	要件 1~3に加え、本制度による施策が特に必要と認められる場合に指定を行う。 ① 他制度による措置が既に講じられている場合には、本制度により措置を講ずる必要性は小さいと判断される。 ② 措置を講ずる優先度が高く、特にその必要性が認められる場合としては、例えば、次に掲げる場合が考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民の生存に必要不可欠、又は基幹的な役割を果たすインフラ機能の維持に与える影響が顕著と考えられる物資のうち、近年、供給途絶等が発生した実績がある、供給途絶等のリスクが高まる傾向がみられるなど、早急に措置を講ずる必要がある場合 ・ 中長期的な社会経済構造の変化や技術革新の動向(メガトレンド)を踏まえ将来にわたって重要性や成長性が見込まれる場合や、我が国及び諸外国・地域における産業戦略や科学技術戦略の動向等を総合的に勘案し、早急に措置を講ずる必要がある場合

(3) その他

上記(1)及び(2)のほか、安定供給確保基本指針案では、特定重要物資ごとに安定供給確保取組方針(経済安全保障推進法 8条参照)において、取組の基本的な方向、主務大臣が実施する施策、支援対象となる取組の内容等について定めることや、資金調達の円滑化に関する仕組みの措置をとることなど、特定重要物資の安定供給に関する施策の実施に関連する事項が規定されています。

4. 特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本指針(案)(特定重要技術開発基本指針案)

(1) 概要

経済安全保障推進法は、先端的な「特定重要技術」の研究開発の促進とその成果の適切な活用のため、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号)」12条1項の規定による国の資金により行われる研究開発等に關し、当該資金を交付する大臣は、研究者等により構成される協議会を設置するなどの施策をとるものとされています(経済安全保障推進法 62条)。特定重要技術開発基本指針案では、特定重要技術の定義、調査研究を実施する技術領域、指定基金(同法 63条)を用いて研究開発等を実施する技術領域などの基本的な方向が定められるとともに、協議会の組織、指定基金の指定及び調査研究の実施などの基本的な事項が定められています。

(2) 特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本的な方向

「特定重要技術」とは、先端的な技術のうち、研究開発情報の外部からの不当な利用や、当該技術により外部から行われる妨害等により、国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるものをいいます(経済安全保障推進法 61条)。特定重要技術開発基本指針案では、「特定重要技術」の定義がより具体的に説明され、「『将来の』国民生活及び経済活動の維持にとって重要なものとなり得る先端的な技術」である「先端的技術」のうち、次の①～③のいずれかに該当するものが「特定重要技術」であるとされました。

- ① 当該技術を外部に不当に利用された場合において、国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるもの
- ② 当該技術の研究開発に用いられる情報が外部に不当に利用された場合において、国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるもの
- ③ 当該技術を用いた物資又は役務を外部に依存することで外部から行われる行為によってこれらを安定的に利用できなくなった場合において、国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるもの

①については、当該技術の適正な管理が必要であり、②については研究開発に関する情報の適正な管理や守秘義務の求めが必要であり、③については我が国が国際社会における自律性、優位性、ひいては不可欠性を確保・維持する必要があると指摘されています。

そのうえで、このような特定重要技術の研究開発等を図るため、国は、必要な情報の提供、資金の確保、人材の養成及び資質の向上等の措置を講ずるよう努めるものとされています。

具体的な「特定重要技術」の範囲については、次のような調査研究を実施する技術領域の中から、上記の①～③のいずれかの要件を満たすものが該当することになります。また、特定重要技術のうち特に優先して育成すべきものについては、指定基金を用いて研究開発等を推進することが適当であるとされます。指定基金を用いて実施することが想定される「経済安全保障重要技術育成プログラム」で支援すべき重要技術については、「経済安全保障重要技術育成プログラムに係るプログラム会議」における検討を踏まえ、国家安全保障会議における経済安全保障に係る審議を経て、経済安全保障推進会議及び統合イノベーション戦略推進会議が決定する「研究開発ビジョン」においてその都度示されることとなります。

特定重要技術の対象を見極める上で調査研究を実施する技術領域	
バイオ技術	脳コンピュータ・インターフェース技術
医療・公衆衛生技術(ゲノム学含む)	先端エネルギー・蓄エネルギー技術
人工知能・機械学習技術	高度情報通信・ネットワーク技術
先端コンピューティング技術	サイバーセキュリティ技術
マイクロプロセッサ・半導体技術	宇宙関連技術
データ科学・分析・蓄積・運用技術	海洋関連技術
先端エンジニアリング・製造技術	輸送技術
ロボット工学	極超音速
量子情報科学	化学・生物・放射性物質及び核(CBRN)
先端監視・測位・センサー技術	先端材料科学

※上記に列挙された技術領域を参考にしつつ、最新の国内外の研究開発及び政策の動向、経済社会情勢等を踏まえ、柔軟に調査研究を実施するものとされています。

The takeaway

本ニュースレターでは、経済安全保障推進法の各施策に共通する事項を扱う基本方針(案)並びに重要物資の安定的な供給の確保に関する制度に関する「特定重要物資の安定的な供給の確保に関する基本指針(案)」及び先端的な重要技術の開発支援に関する制度に関する「特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本指針(案)」の概要を解説しました。経済安全保障推進法では必ずしも明確ではない「特定重要物資」、「特定重要技術」といった定義の要件や今後の政省令につながる考え方が明らかにされており、これらはパブリックコメントを通じて更に明確化されるものと思われます。一方、今回、基本指針案が公表されたのは、経済安全保障推進法の4施策のうち、民間事業者への助成等を行う2つの施策に関するものであり、適用のある民間事業者にとって大きな影響が見込まれる基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度や特許出願の非公開に関する制度に関する基本指針案は今後公表されることとなります。民間企業としては、引き続き経済安全保障推進法の動向に注目する必要があります。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 弁護士法人
第一東京弁護士会所属

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-1-1 大手町パークビルディング

電話 : 03-6212-8001

Email: jp_tax_legal-mbx@pwc.com
www.pwc.com/jp/legal

- PwC ネットワークは、世界 90 カ国に約 3,500 名の弁護士を擁しており、幅広いリーガルサービスを提供しています。PwC 弁護士法人も、グローバルネットワークを有効に活用した法務サービスを提供し、PwC Japan グループ全体のクライアントのニーズに応えていきます。
- PwC Japan グループは、PwC ネットワークの各法人が提供するコンサルティング、会計監査、および税務などの業務とともに、PwC 弁護士法人から、法務サービスを、企業の皆様に提供します。

パートナー
茂木 諭

弁護士
日比 慎

弁護士
蓮輪 真紀子

本書は法的助言を目的とするものではなく、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。個別の案件については各案件の状況に応じて弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本書における意見に亘る部分は筆者らの個人的見解であり、当弁護士法人の見解ではありません。

© 2022 PwC Legal Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.